

承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住所

氏名又は名称

(印)

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国  
税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。

## 1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所

帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	
	年 月 日 ( 年 月 日 )	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）					
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間 保存期間全期間					
5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

## 7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

### 《注意事項》

- 法第4条第1項（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている関税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。
- 法第4条第2項（関税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている関税関係書類について承認を受けようとする場合は、(3)及び(6)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「3 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」でを選択した場合は、(4)及び(5)に掲げる事項についても記載する必要があります。

関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p>データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p> <p>* 該当する場合のみ記載してください。 ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。</p>
関税関係書類の保存等に固有の措置	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号口関係）</p> <p>入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>
関税関係書類の保存等に共通の措置	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <p>次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>システムの概要を記載した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p>[ ]</p> <p>システムの操作説明書</p> <p>[ ]</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>[ ]</p>
関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <p>電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>

関税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係） 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" data-bbox="303 242 1382 601"> <thead> <tr> <th colspan="2">検索の条件として設定することができる記録項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">帳簿</td><td>品名</td></tr> <tr> <td>数量</td></tr> <tr> <td>価格</td></tr> <tr> <td>輸出者名</td></tr> <tr> <td>許可年月日</td></tr> <tr> <td>許可書の番号</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">書類</td><td>取引年月日</td></tr> <tr> <td></td></tr> </tbody> </table> <p>日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目		帳簿	品名	数量	価格	輸出者名	許可年月日	許可書の番号	書類	取引年月日	
検索の条件として設定することができる記録項目													
帳簿	品名												
	数量												
	価格												
	輸出者名												
	許可年月日												
	許可書の番号												
書類	取引年月日												
関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置	<p>(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。            [ ]            保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>												
	<p>(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係） 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 上記以外の方法による。            [ ]</p>												
	<p>(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p>												
	<p>(9) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 上記以外の方法による。            [ ]</p>												
	<p>(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。            [ ]</p>												
	<p>8 その他参考となる事項</p>												
	<p>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等            [ ]</p>												

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</li><li>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</li><li>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</li></ol>